

四、第4条第1項第4号(赤十字等の標章又は名称)

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第百五十九号)第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標

1. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の「標章」及び「名称」について

(1) 「標章」は次のとおりである。

①



(白地に赤十字)

②



(白地に赤新月)

③



(白地に赤のライオン及び太陽)

(2) 「名称」は次のとおりである。

① 「赤十字」

② 「ジュネーブ十字」

③ 「赤新月」

④ 「赤のライオン及び太陽」

2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条第1項の特殊標章のひな型は、次のとおりである。



(オレンジ色地に青色の正三角形)

3. 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、赤十字の尊厳を保持する等の公益保護の観点から、商標全体が赤十字の標章等と紛らわしいか否かにより判断する。例えば、出願商標が、その一部に上記の1. 又は2. の標章又は名称を顕著に有する場合は、本号に該当するものと判断する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[42.104.01](#) 商標法第4条第1項第4号に規定する赤十字等の標章について